



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年5月11日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アクロスプラザ小諸御影  
長野県小諸市御影新田2597-1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
リコーリース株式会社  
東京都江東区東雲1-7-12
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社アルペン	水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内2-9-40
株式会社ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
株式会社和田正通信サービス	和田 直之	長野県長野市稲葉中千田2142

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社アルペン	水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内2-9-40
株式会社ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
株式会社和田正通信サービス	出澤 和夫	長野県長野市稲葉中千田2142

- 変更した年月日  
令和元年9月13日
- 届出年月日  
令和2年3月12日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課
- 縦覧の期間  
令和2年5月11日から令和2年9月11日まで
- 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年5月11日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
デリシア須坂西店  
長野県須坂市墨坂4-1-3 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
第一リース株式会社  
東京都港区虎ノ門1-2-6  
株式会社デリシア  
長野県松本市大字今井7155-28
- 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
第一リース株式会社	長津 克司	東京都港区虎ノ門1-2-6
株式会社デリシア	阿部 仁志	長野県松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
第一リース株式会社	長津 克司	東京都港区虎ノ門1-2-6
株式会社デリシア	萩原 清	長野県松本市大字今井7155-28

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	阿部 仁志	長野県松本市大字今井7155-28
株式会社クスリのアオキ	青木 宏憲	石川県白山市松本町2512

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	長野県松本市大字今井7155-28
株式会社クスリのアオキ	青木 宏憲	石川県白山市松本町2512

- 4 変更した年月日  
平成30年4月1日
- 5 届出年月日  
令和2年3月19日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和2年5月11日から令和2年9月11日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年5月11日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
綿半ホームエイド伊那店  
長野県伊那市大字西町5352-32ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
カゴメ株式会社  
愛知県名古屋市中区錦3-14-15
- 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏

名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
カゴメ株式会社	寺田 直行	愛知県名古屋市中区錦3-14-15

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
カゴメ株式会社	山口 聡	愛知県名古屋市中区錦3-14-15

- 4 変更した年月日  
令和2年1月1日
- 5 届出年月日  
令和2年2月20日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和2年5月11日から令和2年9月11日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年5月11日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友長野北店  
長野県長野市壇田2-19-10ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1
- 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日  
平成31年3月15日
- 5 届出年月日  
令和元年12月23日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和2年5月11日から令和2年9月11日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。  
なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようと

する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年5月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友伊勢宮店  
長野県長野市伊勢宮2-27-10ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社もへじや製菓	森山 直廣	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社もへじや製菓	森山 直廣	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1

- 4 変更した年月日  
平成31年3月15日
- 5 届出年月日  
令和元年12月23日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和2年5月11日から令和2年9月11日まで
- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

令和2年4月24日、東御市八重原土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年5月11日

長野県上田地域振興局長 鈴木 英 昭

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年5月11日

長野県諏訪建設事務所長 清水 孝 二

1 許可番号

令和2年3月10日 長野県諏訪建設事務所指令元諏建第169-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

茅野市米沢字ハツ倉田177-2、178-2、字ク子添190-1、字久祢添191-1、198-1の内、字平199-1、200-1の内、200-2の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区飯田橋2-18-2

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原 田 健

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年5月11日

長野県松本建設事務所長 坂 田 浩 一

1 許可番号

令和2年2月18日 長野県松本建設事務所指令元松建第122-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘吉田字上原1221-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘吉田1044-2

株式会社シービー・エステート

代表取締役 小 松 稔

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年5月11日

長野県長野建設事務所長 下 里 巖

1(1) 許可番号

令和2年4月9日 長野県長野建設事務所指令元長建第44-24号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字相之島字土手内554-1、555-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市稲田2-51-8 コーポホワイトベル103

五 嶋 丈 次

2(1) 許可番号

令和2年3月6日 長野県長野建設事務所指令元長建第46-7号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字米持字加持畑681-1、682-1、687-4、687-5、687-7

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字米持687-1

竹 内 基 善

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年5月11日

長野県長野建設事務所長 下 里 巖

1 許可番号

令和元年5月16日 長野県指令30都第29-15号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字雁田字雁田沖242-1、242-2、243、244、264-1の内、264-3、字唐根田222-2の内、222-2先、223、224-2の内、270-1、270-1先、270-3、字山崎365-1の内、365-3、字木ノ下443-3の内、443-5の内、445-2の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町雁田361-1

DMノバフォーム株式会社

代表取締役社長 小 山 亨

都市・まちづくり課

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号のイに規定する審査（以下「技能検定員審査」という。）及び第99条の3第4項第1号のイに規定する審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり行います。

令和2年5月11日

長野県公安委員会

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 技能検定員審査

種類	期日	場所
技能検定員審査 (普通) (中型) (普自二) (大型二種) (中型二種) (普通二種)	令和2年6月15日(月)から 令和2年6月26日(金)まで の間において、審査申請書の 提出時に指定する日時	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

(2) 教習指導員審査

種類	期日	場所
教習指導員審査 (普通) (中型) (普自二) (大型二種) (中型二種) (普通二種)	令和2年6月15日(月)から 令和2年6月26日(金)まで の間において、審査申請書の 提出時に指定する日時	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 審査項目、審査細目及び審査方法

(1) 技能検定員審査（普通、中型及び普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行います。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行います。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行います。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種及び普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「運転代行業」という。）に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行います。

## (3) 教習指導員審査(普通、中型及び普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行います。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行います。
	自動車の運転に関する知識の教習に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行います。

## (4) 教習指導員審査(大型二種、中型二種及び普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する知識	旅客運送事業及び運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。

## 3 申請手続

## (1) 審査の申請

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、必要な事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付した審査申請書に、次に掲げる書類を添付して、(2)の申請期間内に長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課(以下「東北信運転免許課」という。)へ提出してください。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

## (2) 申請期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月29日(金)までとします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。

## (3) 審査手数料

審査手数料は、次に掲げる額(規則第17条の規定により審査細目についての審査を免除される者にあつては、次に掲げる額から長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減じた額)を、審査申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

## ア 技能検定員審査

種類	手数料の額
技能検定員審査(普通)	19,500円
技能検定員審査(中型)	23,400円
技能検定員審査(普自二)	14,700円
技能検定員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)	6,950円



## イ 教習指導員審査

種 類	手数料の額
教習指導員審査(普通)	11,850円
教習指導員審査(中型)	14,550円
教習指導員審査(普自二)	9,650円
教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)	3,300円

## 4 その他

- (1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参してください。
- (2) この審査手続について不明な事項は、東北信運転免許課(電話026-292-2345内線231)にお問い合わせください。

東北信運転免許課